

政令第七十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）
第十一条の二において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十条第一項、法第十一条の三第一項、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十三条第二項並びに法第十六条第三項、第二十一条第二項及び第二十六条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十二条第三項中「百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五）」を「その従事する落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛

大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五又は百分の二十八・五に改め、同条第四項中「百分の四十九・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十九・六」を「百分の五十二」に改め、同条第五項中「百分の四十九・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十三、百分の三十・二五」を「百分の四十、百分の三十三」に、「百分の十六又は」を「百分の十六、百分の十又は」に、「百分の三十九・六」を「百分の五十二」に改め、同条第九項中「俸給月額」の下に「（法第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者にあつては、俸給月額及び俸給の特別調整額の月額の合計額）」を加える。

第十九条の二第一項中「二十二万円」を「三十四万四千円」に改める。

別表第二自衛隊に置かれる病院の項の次に次のように加える。

自衛隊の部隊及び機関（前各項の勤務箇所を除く。）	専門的な知識及び技能をもつて重要度及び困難度が高いサイバ―セキュリティに関する業務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	二
--------------------------	---	---

別表第五災害派遣等手当の項中「千六百二十円」を「二千百六十円」に、「三千二百四十円」を「四千三

百二十円」に改め、同表対空警戒対処等手当の項中「措置」の下に「（これに必要な準備として防衛大臣の定める措置を含む。）」を加え、「千百円」を「千五百円」に、「五百六十円」を「八百円」に、「千六百円」を「二千二百円」に改め、同表分べん取扱手当の項中「医師（」を「医師又は助産師のうち」に改め、「に限る。）」を削り、同表レンジャー作業手当の項の次に次のように加える。

<p>作戦環境等順応 手当</p>	<p>北部の地域（北海道及び青森県の区域をいう。） と南西の地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本 県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域 をいう。）との間における官署を異にする異動又 は官署の移転により生ずる作戦の遂行に当たつて の環境等の変化に順応するために必要な期間とし て防衛大臣が定める期間中、当該異動又は移転後 の官署の所掌する業務に従事する自衛官（防衛大 臣の定める者に限る。）</p>	<p>業務一日につき千三百円</p>
-----------------------	---	--------------------

<p>手当</p> <p>特別補佐業務等</p>	<p>募集業務手当</p>	<p>救急医療業務手 当</p>
<p>項に規定する自衛官を直接に補佐する業務その他</p>	<p>法第六条第一項に規定する事務官等又は同条第二</p>	<p>自衛隊の病院（防衛大臣の定めるものに限 る。）に勤務する医師又は歯科医師で当該病院の 診療時間以外の時間において防衛大臣の定める緊 急性が高い救急医療の業務に従事するもの</p>
<p>業務一日につき五百円</p>	<p>業務一日につき五百円</p>	<p>業務一回につき、次の場合の区 分に応じてそれぞれ次に定める 額</p> <p>勤務時間が八時間以上である場 合 一万八千円</p> <p>勤務時間が四時間以上八時間未 満である場合 一万二千円</p> <p>勤務時間が四時間未満である場 合 六千円</p>

	<p>の防衛大臣の定める業務に従事する准陸尉、准海尉若しくは准空尉又は海曹長である自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）</p>	
<p>航空機整備作業 等手当</p>	<p>防衛大臣の定める部隊に所属し、航空機の整備に関する業務で緊急性があるものとして防衛大臣の定めるものに従事する職員（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）</p>	<p>業務一日につき千二百円</p>
<p>野外訓練・演習 従事手当</p>	<p>野外において防衛大臣の定める訓練又は演習に引き続き三日以上従事する自衛官（落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>業務一日につき千四百円</p>

別表第五備考に次のように加える。

六 職員が同一の日において救急医療業務手当を支給される業務及び夜間看護等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうちいずれか高い額の手当を支給する。

別表第九イ夏服（上衣及びズボン又はスカート）の項を次のように改める。

夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	三組	二組
-------------------	----	----	----

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表第五作戦環境等順応手当の項の規定は、令和七年四月一日以後に官署を異にする異動又は官署の移転があった場合について適用する。